

令和9年度 国の施策等に関する 提案・要望項目一覧

(ページ)

1. 重点項目

- 1 物価高・経済対策等…………… 1～
- 2 地域未来戦略・人口政策・中山間地対策等の推進…………… 1～
- 3 こども・子育て支援…………… 2～
- 4 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備…………… 3～
- 5 地方行財政基盤の確立、地方自治・民主主義の深化…………… 4～
- 6 社会保障の充実、生活者支援…………… 4～
- 7 人材育成・スポーツ振興・人権尊重のまちづくり…………… 5～

2. その他項目

- 1 経済・産業・観光対策…………… 7～
- 2 地域未来戦略・人口政策等、こども・子育て支援…………… 7～
- 3 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備…………… 8～
- 4 デジタル社会・脱炭素社会の実現…………… 9～
- 5 地方自治・民主主義の深化…………… 10～
- 6 社会保障の充実、生活者支援…………… 10～
- 7 人材育成・スポーツ振興・人権尊重のまちづくり…………… 12～

令和9年度 国の施策等に関する提案・要望項目 一覧

1. 重点項目

1. 物価高・経済対策等（内閣官房、内閣府、経済産業省、農林水産省、厚生労働省他）

- ① 中東情勢に伴う燃料、原材料等の供給の偏りや流通の目詰まり、急激な価格高騰は、運輸業、建設業、製造業、農林水産業をはじめ、観光、医療、福祉などあらゆる分野に影響を与えることから、物資の供給が安定するまでの間、国の対策の継続のほか、情勢に応じ機動的に追加対策を適切に講じること。
- ② 産業・雇用に与える影響が最小限となるよう、地方の中小企業者、とりわけ小規模事業者や個人事業主等、最も現場に近い事業者の実情に応じ、ナフサ由来製品等の安定供給や価格高騰に対する対策を講じること。あわせて、補助・助成金や資金繰り、経営・雇用の安定化に向けた支援を長期的な視点から強力に講じること。
- ③ 農林水産業経営に深刻な影響が生じることをないよう、燃油やエンジンオイル、ナフサ由来の生産資材、肥料、飼料等の供給及び価格の安定化に向け、万全を期すこと。
- ④ 医療・福祉サービスの提供が停滞することのないよう、石油由来の医療物資、介護用おむつ等の福祉用品の国内在庫及び医療機関・福祉施設への安定供給に万全を期すこと。
- ⑤ 物価高の長期化により、商工業や農林水産業などの幅広い事業者やひとり親世帯、高齢者などの生活困窮者等が引き続き厳しい状況に立たされていることを踏まえ、地方が地域の実情に応じた柔軟な対策が講じられるよう十分な財政支援を行うこと。また、全国一律の支援が必要な各種エネルギーの価格抑制対策については、地域の実情や情勢に応じ、国の責任において機動的かつ適切に実施すること。
- ⑥ 物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現に向け、労務費等を含む取引価格の適正化の促進、生産性向上に向けた取組支援などを拡充・強化するとともに、引き続き持続的な賃上げにつながる施策を国の責任で行うこと。あわせて、最低賃金の地方間格差のあり方について検討すること。

2. 地域未来戦略・人口政策・中山間地対策等の推進（内閣官房、内閣府、経済産業省他）

- ① 内閣に設置された「人口戦略本部」のもと、国と地方とが十分なコミュニケーションを図り、現場と緊密に連携して人口戦略を展開するとともに、少子化の原因や政策の効果等について専門家や実務者も交え客観的なデータに基づく分析・検証を行い、経済団体や労働団体をはじめとした各界各層と連携して、令和7年国勢調査速報値でも示された東京一極集中の是正のための人や企業の地方分散の更なる促進策も含めた実効ある人口戦略をスピード感をもって強力に推進すること。
- ② 地域未来戦略による「強い経済」の構築に向けて、「2040年の就業構造推計（改訂版）（経済産業省策定）」を踏まえ、AI・AXの進展に伴い予想される大都市部から地方への労働移動等の産業構造転換を見据えた「地域産業AX」を強力に推進するとともに、「戦略産業クラスター計画」の本県関係事業の採択・推進を図ること。
- ③ 地域の実情に即した地場産業の付加価値向上などの取組を機動的・柔軟に実施できるよう、「地域産業成長プラン」策定の手続きの簡素化や要件緩和を行い、単年度の支援に止まらず、地方の産業・企業の力強い成長・発展に向けて自治体が行う中長期的な視点での取組に対して、強力に支援すること。さらに、民間投資を促進するための新たな財源措置を早期に提示するとともに、国が都道府県を介さず民間事業者などに直接交付している補助金や地域未来交付金について、自治体主導で支援する投資案件を選定できるようにするなど地域の自主性が担保されるよう運用すること。
- ④ 地域未来交付金について、地域未来戦略に向けた取組を一層深化、加速化できるよう1自治体あたりの交付上限の引き上げを含めた必要額の確保及び申請スケジュールの十分な確保など自治体の事務負担の軽減や要件の緩和を図るとともに、「地方創生推進費」、「地域未来基金費」などの地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方財政計画において必要な措置を行うこと。
- ⑤ 性別によるアンコンシャス・バイアスの解消を主要な施策として推進し、女性に偏りがちな家事・育児・介護等への男性参画を促していくよう、男性の育児休業の長期取得促進や介護休業の取得促進

など実効性ある施策を積極的に展開すること。あわせて、男女間の賃金格差の解消を推進すること。

- ⑥ 中山間地や人口減少地域の介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等の介護施設では、老朽化や入居率低下、人材の不足等の問題を抱えており、地域のケア体制を維持することが困難になっている。一方で、障がい者や単身高齢者の住まい確保のための転用ニーズがあることから、年齢や障がいの有無を問わず人々が安心して暮らすことのできる居住環境づくりのため、規制緩和や財政支援を進めること。
- ⑦ 中山間地域を含め自動運転社会の早期実現が図られるよう、自動運転バスの実証事業に係る十分な支援を行うこと。また、レベル4実現後の運行に対しても支援を行い、自動運転の持続性を担保すること。
- ⑧ 農林水産業の国際競争力強化に向け、生産コスト削減や収益力向上などを更に進めることが出来るよう、十分な予算を確保すること。あわせて、食料安全保障の観点から、国の責任において需要に応じた米生産を推進するとともに、令和8年産米の価格形成に悪影響を及ぼすことのないよう、政府備蓄米の買入数量、価格及び時期等の見通しについて早期に明示し、政府備蓄米の買い入れ等により、適正な備蓄水準を早期に回復させるなど主食用米の需給及び価格の安定に向けた体制を構築すること。水田政策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること。また、食料システム法に基づくコスト指標の運用にあたっては、制度の周知やフードGメン等による実効性の確保を図り、フェアプライスの実現に向けた取組を一層推進すること。
- ⑨ ふるさと住民登録制度の本格運用において、誰もが簡単に登録でき、かつ登録者にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計となるよう、自治体が行う情報発信や登録者に対する行政サービス等に要する経費について、十分かつ継続的な財源措置も含めた支援等を講ずること。また、経済的インセンティブを活用する等により、積極的に、国民の登録促進や自治体の参画促進を図り、幅広く活用される制度にすること。
- ⑩ 都市部に偏在している大学定員について、地方への移行を促す方策を講じること。特に、令和9年度末に期限を迎える「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく東京23区の収容定員増抑制については、東京一極集中に歯止めがかからない現状を踏まえ、この制度を継続すること。

3. こども・子育て支援（こども家庭庁、厚生労働省、総務省、法務省、文部科学省他）

- ① こども・子育て支援施策において、都市部と地方の財政格差の拡大による行政サービスの地域間格差は容認できるものではなく、財政調整機能の抜本的拡充を図るなど、子育て世帯への給付サービスに差異が生じることがないように、こどもの医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費の無償化などの財政的に負担が大きい包括的な仕組みづくりは、ナショナルスタンダードとして、全国一律で実施できるようにすること。また、地方の実情に応じてきめ細やかにサービスを提供している地方自治体の創意工夫が活かせるよう、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。
- ② 出産費用の保険適用化に伴う具体的な制度設計に当たっては、出産を望む当事者や出産を担う医療現場の実情を十分に踏まえるとともに、地方における出産環境が停滞しないよう必要な措置を行うこと。
- ③ 不妊治療には様々な有効な方法があることを踏まえ、不妊治療の保険適用範囲の拡大を図るほか、自治体が独自の助成を行う場合の財政支援を行うこと。また、先進医療技術について、速やかに保険適用が図られるようにすること。あわせて、産後ケアを行う医療機関・助産所の受け皿拡大や安全性と質を担保するため、産後ケア施設の運営や施設整備等に対し、必要な財政支援を行うこと。
- ④ 若者と次世代の健康づくりにつながるプレコンセプションケアを推進するため、地方自治体を実施するプレコンセプションケア健診事業に対する補助制度を創設すること。また、プレコンセプションケア啓発事業において、事業の担い手に対し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念を基本に据えることを徹底すること。
- ⑤ 児童ポルノ法に規定する児童ポルノの定義について、「実写の写真等のみならず、生成AI等により作成された画像も対象となること」、「生成AI等により作成された性的画像について、顔部分が実在する児童の顔であると認識できる描写であれば、実在する児童の性的描写として児童ポルノに該当すること」を明確化するなど、実在する子どもの性的搾取・性暴力画像がインターネット上から一

掃されるよう、立法措置を講じること。

- ⑥ 児童に対する性的搾取の防止について、子どもたちが被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、国民に対する啓発を強化するとともに、政府全体で有効な規制及び被害救済策を講じること。
- ⑦ 義務教育段階にある私立中学校の生徒に対して、自治体の財政負担を伴わない就学支援金の支給制度を創設すること。また、不登校など困難な環境にある義務教育段階のこどもたちの学びや成長を保障するため、フリースクール等に対する支援制度を創設すること。
- ⑧ 今後増加が見込まれる県外からの県立高校への入学生を受け入れるための関係自治体の取組に対する新たな財政支援策を検討すること。

4. 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備（内閣府、国土交通省、文部科学省、経済産業省他）

- ① 地方創生の実現や国土強靱化に不可欠な高規格道路ネットワークの早期整備のため、中国横断自動車道岡山米子線（米子～境港間）・山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）の早期事業化や山陰道（北条道路）の早期完成により、未整備区間を一刻も早く解消すること。また、直轄事業により侵食対策が進められている皆生海岸について、富益工区及び皆生第1工区の侵食対策を推進するとともに、県が管理する和田・大篠津海岸を一連の漂砂系として侵食対策を進めるため、直轄海岸工事区域の指定に向けた検討を進めること。
- ② 鳥取自動車道（志戸坂峠防災事業）・北条湯原道路及び江府三次道路の整備促進により高規格道路ネットワークの早期整備を図るとともに、米子自動車道的全線4車線化や山陰道（米子道路）における付加車線の整備促進、高規格道路における暫定2車線区間の正面衝突事故防止対策の推進など、安心・安全な走行に向け進捗を図ること。
- ③ 「国土強靱化実施中期計画」の実施に必要な予算・財源については、資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した上で、例年以上の規模で予算を確保し、「令和の国土強靱化」を強力に推進すること。
- ④ 上下水道施設は、住民生活に極めて重要なライフラインであることから、耐震化、老朽化対策等に必要予算総額を確保するなど、十分な財政支援を行うこと。加えて、水道施設の補助要件の緩和や災害時の給水タンク等の支援の拡充、下水道整備に必要な財政支援や合併処理浄化槽の維持管理に対する財政支援の拡充を行うこと。
- ⑤ 学校施設環境改善交付金（屋内運動場の空調設備整備事業）については、令和9年度以降も継続した上で、補助上限額の撤廃や県立高校体育館を支援対象とするなどの要件緩和、緊急防災・減災事業債の充当等による更なる地方負担の軽減を図ること。また、補助要件となっている「断熱化対策工事の基準」が国から示されていないため、各自治体は工事内容の検討に苦慮していることから、断熱化対策工事の指標を明示すること。
- ⑥ 児童生徒等の生命・安全を確保するため、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校における浸水対策及び、解体が必要な廃校舎等に係る解体経費に対する新たな財政措置を講じること。
- ⑦ 原子力発電所の運転については、安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備すること。また、周辺自治体も立地自治体と同等の原子力防災対策を行わなければならないにもかかわらず、電源立地地域対策交付金や核燃料税がなく、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の適用範囲の拡大に伴う財政支援の一部拡充が図られたものの、依然立地自治体と大きな財源格差が生じていることから、原子力防災対策に必要かつ十分な財政措置と周辺自治体の現実に見合う恒久的な財政的配慮を制度化し、実行するとともに中国電力に対し立地地域に対するものに準じ十分な財源措置を講じるよう指導すること。
- ⑧ 指定管理鳥獣対策事業交付金や特別交付税措置などを一層拡充するとともに、今年度から国が実施する統一的な手法を用いたクマの個体数推定調査を可能な限り速やかに実施し、国の「クマ被害対策パッケージ」を踏まえた支援を強力に実施すること。
- ⑨ 全国各地から多くの関係者・来場者が集う第11回防災推進国民大会鳥取大会（ぼうさいこくたい2026 in とっとり）について、開催の成果を最大限に発揮するため、大会周知・広報及び必要な支援を行うこと。また、大会開催を契機とした地域の自助・共助・公助の動きを踏まえ、地域が実情に応じて主体的に行う活動等に対して、柔軟に支援策を講じること。
- ⑩ ガスチムニーが密集する鳥取県沖は将来の商業生産においても重要な位置を占めると考えられることから、水産資源に留意した上で資源量調査、海洋環境調査及び掘削調査などメタンハイドレート

資源の更なる開発に向けた調査の実施とそのための財源確保を強く求めるとともに、継続的かつ計画的に調査・研究を高度化しながら計画全体を進めること。

5. 地方行財政基盤の確立、地方自治・民主主義の深化（総務省、衆議院、参議院他）

- ① 地方においては、物価上昇を上回る持続的な賃上げ実現に向けた施策の充実・強化に要する経費や社会保障関係費等、引き続き必要な財政需要の増加が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額を確保・充実するため、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の維持・充実に努めること。また、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。令和8年度与党税制改正大綱において、法人事業税や東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税を対象とした措置を検討する方針が示されたところであり、その実現を図ること。
- ② 自動車税環境性能割やガソリン税、軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するとともに、安定財源を確保するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において確実に財源を措置すること。また、物価高騰対策としての消費税減税の検討については、消費税の大部分が社会保障費に充当されていること及び消費税収の約4割弱は地方分であり地方の基幹税となっていることを十分に踏まえ、地方の減収に対しては必要な財源措置を確実に講じるとともに、外食産業への影響にも配慮した制度設計とするなど丁寧に議論を進めること。
- ③ 給付付き税額控除については、社会保障国民会議において、住民とのインターフェースの部分は地方自治体を中心に対応する方向性が示されたが、事務負担を十分に考慮した分かりやすく簡素な制度設計とするとともに、その負担軽減のための適切な支援を行うこと。また、負担軽減の観点から、過去における給付付き税額控除に類似する事業と比較し、どのような変更が行われるのか、制度施行後も国として現場の実態を踏まえた定期的な見直しを行うかも含め、事業の仕組みや地方にどのような協力を求めるかなどを国として明確に示したうえで、国と地方の間で十分な協議を行うこと。
- ④ 令和8年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」については、今後、公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新等の取組が一層本格化することから、令和9年度以降の延長を図ること。
- ⑤ 地方公営企業に対して、経営努力だけでは吸収しきれない「外的要因（人件費・物価高騰）」へ対処するため、国における地方公営企業向けの財政支援措置の創設などの対策を講じること。
- ⑥ 参議院選挙における鳥取・島根両県にまたがる合区の解消に向け、都道府県が民主主義のユニットとして果たす役割の重要性にかんがみ、速やかに憲法改正等も含め法的措置を講じること。
- ⑦ 先の特別国会で全国知事会の要請を踏まえ公職選挙法等が改正されたが、今回の法改正の施行状況等を踏まえ、SNS上での誹謗中傷などに対する罰則やプラットフォーム事業者における措置も含めたインターネットの不適正な利用や情報拡散への対策など、更に時代に即した見直しを検討すること。
- ⑧ 若者の政治参加を促進し、投票率の向上を図るため、被選挙権年齢の引下げを行うこと。また、地方選挙の投票率向上及び選挙費用の低減の観点から、地方選挙の再統一又は一定の時期への集約という方策について検討すること。

6. 社会保障の充実、生活者支援（厚生労働省他）

- ① 「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」において医師偏在対策を推進することとされているが、「医師多数県」で若手医師の養成・確保が喫緊の課題となっている本県の実態を十分に踏まえ、医学部臨時定員を削減しないこと。また、医師偏在の本質は大都市部への医師の集中であることから、大都市部の医師による調整を図る等合理的な対策を検討すること。
- ② 看護人材・歯科医療人材（歯科衛生士、歯科技工士）養成施設の廃止等により、看護人材・歯科医療人材の養成・確保は喫緊の課題となっている。小中高生等若い世代への魅力・やりがいの発信をはじめ人材確保の取組を更に充実するとともに、地方で養成施設を整備する際には財政的措置を含め十分な支援をすること。また、看護人材・歯科医療人材の確保及び離職防止のため、引き続き、ペイシメントハラスメント対策等処遇改善を図るとともにICT活用等により負担軽減を図り働きやす

い環境の整備を促進すること。

- ③ 介護分野の平均賃金は、全産業の平均賃金に比べ未だに大きな格差があることから、介護人材の安定的な確保に向けて、介護職員の更なる処遇改善に繋がるよう介護報酬の見直しを含めた制度設計を強力に進めること。次期介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定（令和9年4月～）の検討にあたっては、特に原油高の影響を受けやすい訪問系サービス等について、燃料価格の実態及び今後の見通しを正確に反映した報酬体系となるよう、対策を講じること。
- ④ 中山間・人口減少地域の介護サービス提供体制を維持するため、施設職員の確保や調理業務等の外部委託に要する地理的条件に伴うかかり増し経費など、今後の利用者の減少等も考慮した報酬体系を構築するとともに、処遇改善に向けて抜本的な対策を講じること。また、過疎地域での在宅介護体制を維持するため、訪問介護の移動時間を介護報酬の算定に反映させる等、地域の実情を考慮するとともに、事業存続が困難となっている過疎地域の訪問介護サービス事業所の運営費に対する重点的な支援を行うこと。
- ⑤ 令和8年度診療報酬改定により、保険医療機関等の経営改善や処遇改善に向けた支援が実施されたが、今後も物価や賃金の急激な上昇の懸念があることから、適時適切な報酬措置となるよう、経営状況を丁寧に把握し、国として経営支援に資する対策を講じること。特に自治体病院においては、救急医療、高度医療等の政策医療や中山間地域等における不採算医療を担っており、病院経営が非常に厳しい状況であるとともに、人件費の上昇が人事院勧告等により左右されることから、地方交付税や診療報酬に特段の配慮を行うなど、財政支援の拡充を行うこと。また、建築資材高騰への国設備投資支援の見直しを行うとともに、社会保障改革としての余剰病床削減の検討については、地域の実情に応じた医療需要に対する医療提供体制が確保されるよう慎重かつ丁寧に議論を進めること。
- ⑥ 一般用医薬品で代替可能なOTC類似薬の保険給付の見直しに当たっては、低所得者、子ども、高齢者、難病患者、慢性疾患患者等に十分配慮するとともに、国の責任において分かりやすく丁寧な広報を行うほか、医療機関等の急激な業務増加とならないよう必要な支援を行うこと。
- ⑦ ドクターヘリの整備士不足による運航会社の事業停止が頻発している現状を踏まえ、整備士の育成支援やドクターヘリ運航時の整備士同乗ルールの緩和等を国の責任において検討するとともに、国の支援制度の拡充を行うこと。
- ⑧ 民生委員制度について、全国的な成り手不足の課題を踏まえて、民生委員に求められる役割を整理し、活動実態・負担感等の要因を把握した上で、持続可能な民生委員制度への見直しを行うこと。
- ⑨ 強度行動障がい者や医療的ケアを要する重度障がい者に対する専門的支援を担う障がい者入所施設が老朽化しているため、国庫補助上限額の引上げも含め、入所施設建替えのための特別な支援制度を創設するとともに、グループホーム等の施設整備支援のための財源を十分に確保すること。さらに、一律に施設入所者数を削減するのではなく、地域の実情に応じて入所者数を設定できるようにすること。

7. 人材育成・スポーツ振興・人権尊重のまちづくり（内閣官房、文部科学省、スポーツ庁、総務省他）

- ① 度重なる弾道ミサイル発射など東アジアの平和を乱す北朝鮮に対し、政府として毅然として対応し、松本京子さんをはじめとする全拉致被害者の即時一括帰国を実現すること。
- ② 「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」について、国からの指摘を踏まえ、申請内容を見直し、再申請に向かうこととしており、改革の成果を全県へ波及させるとともに、地域の実情に応じた産業人材を育成するという観点からも、本県提案を採択いただきたい。
- ③ 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）の確実な実装に向け、各都道府県において策定する「高等学校教育改革実行計画」の推進にあたっては、国が安定財源を確保したうえで「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財源支援の仕組みを構築されることとされているが、その制度詳細を早期に示すこと。
- ④ 高度専門人材育成の観点から公立での高等専門学校の設置を検討している自治体に対し、成長分野転換基金などにより十分な財政支援を行うこと。また、農業分野を指向する高等専門学校を設立する場合、その設置基準については自治体から意見聴取を行うなど、実情を踏まえた設置基準とすること。
- ⑤ 「学びの多様化学校」を設置する私立学校法人に対して、公立校に対する支援に準じ必要な財政措置を講じること。

- ⑥ 令和８年度から、高校教育改革に基づき実施する地方単独事業を対象とする「高等学校教育改革等推進事業債」が創設されたが、老朽改修にも適用できる制度とすること。
- ⑦ 学校現場において教職員が児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、養護教諭や日本語指導支援員の配置を充実させるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、看護師、理学療法士等の専門スタッフについても標準法において基礎定数化を図り、十分な財政措置を講じること。
- ⑧ 全国的に教員不足となっている社会情勢の中、全国で唯一、「教育」を冠した学部、学科がない鳥取県においては教員確保が深刻化している。教員の確保対策の充実及び学生の地元定着を図る観点からも、鳥取大学が地元と連携して行う教員養成機能強化の取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。
- ⑨ 国民スポーツ大会について、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」による提言（令和７年３月）に対し、早期に具体的な結論を出すとともに、見直しについては、２巡目の開催地においても弾力的に選択できるよう配慮すること。また、見直しは、国民スポーツ大会のみならず、全国障害者スポーツ大会についても一体的に検討すること。あわせて、開催地の負担を軽減するため、競技施設や審判等の基準弾力化などを進め、開催地の実情に沿った運営を可能とするとともに、新たな財政措置を含めた支援を検討すること。
- ⑩ インターネットを利用した誹謗中傷や部落差別をはじめとする様々な人権侵害事案に対処するため、必要な措置を講じること。また、情報流通プラットフォーム対処法は実体法に踏み込んでおらず、規定されているのは迅速に応答する義務、手続きの明確化、透明化までであるため、問題解決に向けて十分とは言えない。県条例を改正して個別の事案に対応しているが、地方における取組の限界が明らかとなった。国において実効性のある改善措置を講じること。また、災害ディープフェイクを含む災害関連の偽・誤情報等については、ＳＮＳ上の収益化を停止するとともに、同法の規制対象に加えるなどの具体的な対策を検討すること。
- ⑪ 健全なデジタル空間の実現に向け、情報リテラシー向上の取組を一層推進するとともに、悩み相談等における生成ＡＩの利用が増加している現状を踏まえ、生成ＡＩの特性と自死との関係について調査研究を行い、子ども・若者をはじめとした国民の自死対策における生成ＡＩの利用方法や啓発等必要な対策構築に向け、関係企業等への指導等も含め早急に検討すること。また、インターネット上の情報の出所を担保する新技術（オリジネーター・プロファイル：ＯＰ）について、技術実装に取り組む自治体が拡大するように財政支援を行うとともに、自治体向け第三者認証機関設置などの主導的役割を果たすこと。
- ⑫ 犯罪被害者支援について、各地方公共団体が地域の実情に応じて講じる犯罪被害者への生活支援等に対して十分な財政措置を講じること。あわせて、都道府県間における被害者救済及び損害回復の格差を解消するとともに、早期回復及び負担軽減の観点から、国による賠償金の立替払制度の創設等も含め国において被害者に寄り添った支援制度の拡充を行うこと。また、性暴力被害者の救済・支援について、全国共通の支援体制の仕組みづくりなどの取組強化を進めるとともに家庭や地域、学校現場等社会全体で基本的人権・他人の尊厳に基づく性に関する教育を行うよう徹底すること。

2. その他項目

要望項目	要望内容（要旨）
1. 経済・産業・観光対策 【主な要望先】 農林水産省 国土交通省 環境省	① 新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、生産基盤の強化、農村の振興、国際競争力の強化など、関連する施策の充実・強化や必要な予算を措置すること。また、ため池を含めた防災・減災対策などを加速すること。 ② 皆伐再造林等の森林整備、スマート林業機械の導入等及び松くい虫被害防止対策に必要な予算を十分に確保すること。また、森林境界明確化の取組を推進するため、リモートセンシング技術の活用や地籍調査との連携円滑化に向けた優良事例の情報提供や補助事業等の優遇措置を講じること。 ③ 多獲性魚種の水揚げの集中や将来の資源増大予測に柔軟かつ安定的に対応するため、水産物安定供給に有効な基金を造成するとともに、特定第3種漁港の水揚げの障壁となっている陸上処理能力向上に国が積極的に関わり、必要な支援措置を講ずること。また、国において、TAC（漁獲可能量制度）の管理にかかる漁獲枠の都道府県間調整や漁獲枠等の状況を一元管理し、情報共有する仕組みを構築するとともに、資源量が増加したマグロ等の魚種の死亡について原因究明や予防策を講じること。 ④ 船舶事故率の高いプレジャーボートの安全航行に関する意識啓発や、漁場における漁船・漁業被害の補償制度の強化を図ること。 ⑤ 鳥取県産の有機農産物等をEUへ早期に輸出できるよう、本県が申請している輸出証明書発行機関に速やかに登録されるようEUとの交渉に臨むこと。 ⑥ ジオパーク活動について、拠点施設・案内標識の整備や専門員やガイド等の配置・育成などジオパークに特化した財政支援制度を創設するとともに、山陰海岸ジオパークの情報発信、観光促進のための取組を一層進めること。 ⑦ 特別天然記念物コウノトリの保護について、営巣地となった自治体及び人工物所有者に労力と費用負担が発生する現状に鑑み、国全体で保護するという観点から、既存制度の考え方にとらわれない柔軟な国費補助制度の充実を図ること。 ⑧ 令和7年10月の法改正により厳格化された在留資格「経営・管理」の許可基準については、経過措置が設けられており、経過措置後に基準に適合しない場合、次回更新までに基準を満たす見込み等があるときは、その他の在留状況を総合的に考慮し許可判断を行うこととしているが、その判断基準等について速やかな情報提供を行うこと。 ⑨ 居住地域により外国人材への日本語教育の学習提供機会や試験実施環境の差が生じることは、外国人材の確保・定着、更には企業活動に影響が及ぶ可能性があるため、居住地域に関係なく日本語を学び受験できる環境が確保されるよう、日本語教育提供体制や受験環境の充実を図ること。
2. 地域未来戦略・人口政策等、こども・子育て支援 【主な要望先】 厚生労働省 こども家庭庁	① 深刻な人口減少・少子化、生産年齢人口の減少等の状況を踏まえ、女性・男性ともに働きやすい職場環境を一層整備するため、労働基準法における「生理休暇」の有給化や、不妊治療・更年期症状により男女とも取得できる「健康管理休暇（仮称）」の創設など、労働者の立場に立ち、実効性のある法整備などについて、国における議論をより一層活発化すること。 ② 性別にかかわらず誰もが安心して育児や介護と仕事を両立できるよう、従業員が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりを行った企業への支援をより充実させるとともに、休業給付金の給付率引き上げや給付期間延長など休業期間中の補償拡大を速やかに行うこと。 ③ 保育人材の更なる処遇改善と配置基準改善を進めること。特に、令和7年度から加配措置されている1歳児に係る配置基準の見直し（6：1→5：1）を早期に実現するとともに、加配制度を利用する場合の要件を撤廃し、全ての保育施設等を対象とすること。 ④ 子ども・子育て支援交付金事業（子育て短期支援事業）について、サービス提供の担い手を確保し、里親の活用が進むよう、補助基準単価の見直しを進めること。

要望項目	要望内容（要旨）
	また、虐待等の厳しい成育環境にある児童を個別に支援する「個別対応職員」の配置基準を見直すなど、児童養護施設や児童相談所の支援体制を強化すること。
3. 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備 【主な要望先】 国土交通省 農林水産省 環境省	① 境港の取扱貨物量の増大や船舶大型化に対応した岸壁の早期整備及び鳥取港の港内静穏度確保と土砂流入防止を図る防波堤整備促進に向け、必要な予算を確保すること。 ② 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、整備促進を図るため総額を拡大した上で、地方に重点配分すること。 ③ 予防的治水のための河川改修、海岸侵食対策、砂防設備整備等の直轄事業の集中的促進や治水対策への支援を推進すること。 ④ 大橋川下流域にあたる中海の護岸整備については、今後の地球温暖化に伴う高潮や集中豪雨による影響も勘案し、湖岸堤の整備促進を図るとともに、中海の水質・生物環境改善のための覆砂、浅場造成事業の拡大と継続的な実施や窪地対策に向けた調査研究・実施など、水質保全対策を国の責任において推進すること。 ⑤ 国土交通省等直轄事業における地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して、より一層の配慮を行うこと。 ⑥ 国が直接管理を行う道路・歩道について、歩行者・運転者の更なる安全を確保するため、除草や土砂の撤去等による管理を強化すること。 ⑦ 住宅の耐震改修補助制度について、住宅規模や高齢化率等の地域特有の実態に応じて大幅な制度拡充を図り、住宅の耐震化を推進すること。また、耐震シェルターや耐震ベッドの普及を図るため、国において安全基準の策定や当該基準に適合する製品の認定制度の整備などの必要な措置を行うこと。 ⑧ 物価高騰などにより航空燃料価格の上昇が続く中、訪日誘客支援空港に対する国際航空便の着陸料支援やグランドハンドリング経費等への支援を復活すること。また、航空機の運航に不可欠なグランドハンドリングや保安検査等の空港業務の持続的な発展に向け、人材確保等の取組を加速すること。 ⑨ まちづくりと一体的に利用促進を図っているローカル鉄道を基幹的鉄道ネットワークと同等に位置づけるとともに、地域が一体となって行う利活用促進に向けた取組への支援を行うこと。また、山陰における新幹線も含む鉄道の高速化整備を推進すること。なお、新幹線整備にあたっては、整備に係る予算を拡充するとともに、地方負担のあり方や並行在来線の経営分離方針の見直しなど、国家戦略的観点から幅広く検討すること。 ⑩ 移動手段確保のために自治体、交通事業者、住民等が一体となり実施している「コミュニティ・ドライブ・シェア」が持続的かつ実効性あるものとなるよう、ドライバーの確保や公共ライドシェア運営に対する更なる支援を行うこと。 ⑪ 空き家対策の一層の推進のため、その着実な実施に向け更なる制度改正について引き続き検討するとともに、所要の財政措置の充実・確保を行うこと。 ⑫ 補助治山事業、農山漁村地域整備交付金事業に必要な予算・財源の措置を講ずるとともに、災害関連緊急治山事業、災害復旧事業の確実な財源措置を行うこと。また、同一災害による被災地でありながら、自治体の財政規模や被害規模によって局地激甚災害指定を受けられないことがあることから、指定基準を緩和すること。 ⑬ 災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯（特殊土壌地帯）のインフラの保全と農業生産力の向上を図るため、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限を5年間延長すること。 ⑭ 予算要望に対する配分が低い水準にとどまっている鳥獣被害防止総合対策交付金について十分な予算を確保するとともに、緊急捕獲活動支援事業に係るニホンジカ幼獣の捕獲活動経費の単価を引き上げること。 ⑮ アフリカ豚熱の水際防疫を強化・徹底するとともに、国内で感染野生いのししが確認された場合は、国が主導して防疫体制を整備し、都道府県の感染拡大防止対

要望項目	要望内容（要旨）
	策に対し、財源措置を確実に講じること。あわせて、豚熱感染確認区域の解除の時期や基準等の要件を定めること。 ⑯ 米軍機の低空飛行訓練について、日米合同委員会合意を遵守し、住民に不安や危険を及ぼすような飛行訓練が行われないように措置すること。また、住民からの苦情が多い地域においては、国の責任において騒音測定器等を設置し、実態把握を実施すること。 ⑰ 美保基地に配備されている航空機（C-2、KC-46A等）の安全対策に万全を期すとともに、美保基地の性格・位置づけを維持すること。また、航空機の機種や機数等の変更が生じるなど基地周辺の住民に影響を及ぼす事態が生じる場合は速やかな情報提供等を行うこと。また、重要土地等調査法による区域指定について、指定区域内においては、一定の制限等が生ずることから、地域住民や自治体等への十分かつ丁寧な周知・説明を国の責任において実施すること。あわせて、美保基地周辺の生活環境整備や地域振興への特段の配慮を講じること。 ⑱ 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講じること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。また、原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。 ⑲ 令和6年4月より相続登記が義務化されたことにより、所有者不明土地の予防や利用円滑化が期待される一方で、相続人が既に多数に広がり相続登記が極めて困難な例があることから、国はこれらの実態を踏まえ、法改正の趣旨が円滑に実現されるよう、実情に即し必要な対策について引き続き検討を行うこと。 ⑳ 警察官確保に向けた取組を推進するとともに、都道府県警察費補助金については、十分な予算を措置すること。また、重大サイバー事案の該当性判断に必要となる初動捜査用資機材を各都道府県に整備すること。
4. デジタル社会・脱炭素社会の実現 【主な要望先】 総務省 デジタル庁 環境省	① マイナンバー対象業務については、国が、ガバメントクラウド上に、住民基本台帳システムとの自動連携機能を有するシステムを構築し、共通 SaaS（クラウド上で提供されるソフトウェアをインターネット経由で利用する方式）として地方自治体に提供するなど、マイナンバー情報の紐づけ誤りが発生し得ない環境整備を推進すること。また、マイナンバーカードの更新・発行等の手続やマイナンバー制度に係る行政窓口での相談対応を円滑に実施できるよう、地方自治体に対し、引き続き確実な財政支援を行うこと。 ② システム標準化に伴い増大する運用経費について、自治体が自己負担を余儀なくされることのないよう、国の責任において確実に措置すること。また、令和7年度末までの移行期限内に標準化が完了できない特定移行支援システムについては、令和12年度まで移行期限が延長されたが、標準化に必要となる財源を確実に措置すること。 ③ 内閣府クラウド型被災者支援システムについては、市町村が早期に運用開始できるよう、速やかに標準化対応などの改修を実施するとともに、市町村に寄り添った丁寧な導入支援を行うこと。また、今後、同システムの運用主体を変更することとした場合においても、市町村の財政負担が増加しないよう留意すること。 ④ 光ファイバ網の民間移行を希望する自治体に対する財政支援を強化すること。また、民間移行が困難な施設を継続的に維持するために必要となる更新費用等についても、負担が大きいことが課題となっていることから、光ファイバ網設備の機器更新費用等に対する恒久的な財政支援を新設すること。 ⑤ 携帯電話（4G）不感地区の実態把握に努め、非居住エリアも含めたすべての居住地エリアで利用できる通信環境の整備を携帯電話事業者の協力のもと国の責任で行うとともに、衛星通信技術に対応したサービスの充実を推進し、不感地区の解消を確実に進めること。また、5G（Beyond 5Gを含む）の整備については、地方部が都市部に遅れることのないよう国主導で進めること。

要望項目	要望内容（要旨）
	⑥ 国立・国定公園、長距離自然歩道等の自然公園施設の安全・安心対策等に係るインフラ整備について、必要な予算総額を確保すること。 ⑦ 大規模な風力発電事業等に係る許認可等の手続きにおいては、地元自治体の同意を要件とする電気事業法等の改正を行うとともに、現在計画中の事業についても、現行の法制度の下で地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないよう、国が責任をもって事業者を指導すること。 ⑧ プラスチックの資源循環の推進に向けて、プラスチックごみの分別収集及び資源循環に係る取組を促進するため、市町村の施設整備や分別収集・運搬等に対する財政支援を拡充すること。
5. 地方自治・民主主義の深化 【主な要望先】 総務省	① 全ての国民が安心して大切な一票を投じることのできるよう、国における「郵便等投票の対象者拡大の検討」や「インターネット投票の検討」等の対策を更に加速させること。また、投票立会人の配置要件を緩和し、市町村が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を構築することやオンラインでの投票立会を推進することなど、選挙制度の見直しを更に進めること。あわせて、なり手不足解消のための「多様な人材が立候補しやすい環境の整備」や「自治会の加入率低下の対策を含めたシティズンシップ教育の推進」等を行い、国民の政治参加促進のため、制度改正も視野に入れた抜本的な見直しを行うこと。 ② 市町村による投票所等の増設や移動支援の取組を一層促進するとともに、そうした各自治体の取組等について、財政措置も含め支援・援助を行うこと。また、いずれの選挙においても投票率の低下が著しい現状を踏まえ、小・中・高等学校において主権者教育・政治教育に正面から向き合い、実効性のある具体的な投票率向上の方策を講じること。あわせて電子投票等、若者も選挙に参画しやすい環境づくりを強力に推進すること。 ③ 地方分権改革に関する提案募集にあたっては、地方からの制度改正に関する提案を真摯に受け止め、従うべき基準の参酌基準化や事務・権限の移譲など地方が従前より求めてきた重点課題の実現を図ること。特に、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要している計画策定については、内閣府が策定した「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に従って、計画策定等を規定する法令等の見直しや計画の統廃合等を行うこと。 ④ 日本銀行の国庫納付金は、法人関係税の課税対象から除かれ法人事業税や法人県民税の税収を押し下げる結果をもたらす不測の税収減を起こすことから、国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とするよう検討するとともに、恣意的な国庫納付金の増額は厳に慎むこと。 ⑤ ふるさと納税における募集経費の縮減に向けた取組については、外形的な数字だけで判断することなく、ふるさと納税事務の運用実態や、国からポータルサイト事業者に対して行った事務手数料引き下げ要請の状況も踏まえながら、適切な運用を図ること。 ⑥ 日本のジェンダーギャップは世界でも下位にあり、政治分野での女性の参画は最下位に近い。平成30年に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を反映した、真に実効性のある方策を講じること。
6. 社会保障の充実、生活者支援 【主な要望先】 厚生労働省 こども家庭庁 文部科学省	① 2040年に向けた新たな地域医療構想の策定にあたって、全国画一的な基準による進め方を押し付けることなく、各都道府県が地域の実情を踏まえた取組が進められるよう、十分な技術的、財政的支援を行うこと。 ② 今後の新興再興感染症の発生・まん延時に機動的に対応できるよう、都道府県が備蓄を行うべき物資（個人防護具、PCR検査試薬等）に係る費用等について、財政支援を手厚くするとともに、都道府県等の行動計画の円滑な運用に向けて、まん延防止のための措置の具体的な判断基準等の一層の明確化、対策の充実に資する情報の提供等、丁寧かつ継続的な支援を行うこと。また、感染症専門医等の医療人材の育成・確保に関する取組について、財政支援を行うこと。

要望項目	要望内容（要旨）
	③ 個人の発病や重症化予防に比重を置いたB類疾病予防接種に係る自己負担額の地域格差や増額等により接種意欲の低下を招かないよう、国から市町村への財政支援を強化すること。また、新型コロナワクチンの定期接種については、令和6年度をもって国の助成金制度が終了したことにより、自己負担額の増加による接種控えが懸念されることから、インフルエンザワクチンの定期接種と同程度の自己負担で接種を受けられるようにするため、国は市町村に対して十分な財政支援を行うこと。 ④ 更年期症状・障がいの具体的な特徴や治療方法等について、性別に関わらず実態把握の上、医療や相談体制について国として具体的な対策を速やかに講じること。また、更年期障がいのマイナスイメージを払拭し、仕事との両立を図れるよう、性別・年代を超えて、生涯の健康を見据えた更年期の健康に関する研修や正しい情報の啓発をさらに促進すること。加えて、加齢に伴うホルモンの減少が様々な疾患に影響することを国の各種行動計画・事業計画の中で示すとともに、更年期における適切なケアが、更年期から老年期の健康、ひいては健康寿命の延伸につながることを明記すること。 ⑤ 医療的ケア児支援法に基づき、学校における医療的ケア看護職員の配置や施設整備など、ニーズに即した医療的ケア実施体制の構築と財政支援等を充実すること。 ⑥ 障害児入所給付費等負担金等について、事業者の不正受給に係る不納欠損額を国負担金の算定基準に含めるよう制度改正を行うこと。 ⑦ 障害福祉サービスの報酬について、現場の実態を把握し、安定的なサービス提供が可能となるよう、必要な措置を講じること。また、障がい福祉人材の安定的確保に向けた処遇改善を強力に進めること。 ⑧ 視覚障がい者が安全に歩行できるよう指導・訓練を行う「歩行訓練士」の役割の重要性について国民の理解を図るため広く周知を図ること。また、全国的に歩行訓練士が不足する中、全国2箇所（大阪府・埼玉県）にとどまる養成機関を拡充すること。加えて、点字図書館、障害福祉サービス事業所等において歩行訓練士を配置した場合の処遇改善を図ること。 ⑨ 医師の安定的な確保が困難となっている中山間地域を支える医師の確保対策を強力に進めるとともに、オンライン診療や遠隔診療の一層の推進に向けた取組を強化すること。また、中山間地域においても安定的・継続的な訪問看護サービスが提供されるよう、医療保険の特別地域訪問看護加算について、地域の実情を踏まえて算定基準要件を緩和するなどの規制緩和を行うこと。 ⑩ がん検診の実施主体を明確にするとともに、受診の利便性を担保する体制や保険者の費用負担に関するスキームを整備するなど、全ての国民が、がん検診を確実に実施できる法制度を確立すること。また、がん診療連携拠点病院の機能強化等に資する財政支援等を充実すること。 ⑪ 居宅介護支援事業所と介護サービス事業所を結ぶ生産性向上につながるケアプランデータ連携システムについては、小規模事業所のシステム利用料等の費用負担が導入を躊躇させ、地域全体のDXを阻むボトルネックとなる可能性があることから、現在実施中の「フリーパスキャンペーン」等の助成延長を含めた更なる支援を行うこと。 ⑫ 介護予防の重要性及び介護予防に積極的に取り組む地域の実情を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業における国庫負担上限額の見直しや対象要件の緩和を図ること。 ⑬ 将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに、地方に支障や負担が生じることのないよう、あらゆる対策を講じること。また、保険料水準の統一にあたっては、より負担が増える市町村への財政支援など、必要な支援を行うこと。加えて、普通調整交付金が担う団体間の所得調整機能を引き続き維持し、普通調整交付金の見直しを行う際は、地方の意見を十分に反映させること。さらに、子ども

要望項目	要望内容（要旨）
	に係る国民健康保険料（税）の均等割額の減額措置について、引き続き軽減割合の拡充に取り組むこと。 ⑭ 国民健康保険保険者努力支援制度において、地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成について、窓口での自己負担を設けている場合に配点する評価は子育て支援策の趣旨に逆行するものであるため、医療費の自己負担を配点する評価指標は直ちに見直すこと。 ⑮ 大学等が行う強度行動障がいに関する専門的な調査・研究に対する財政支援を充実させ、その調査・研究結果を幅広く自治体をはじめとする関係機関に共有するとともに、強度行動障がい者の家族も含めた支援体制の確立に向けて、国も連携して取り組むこと。 ⑯ 障がい者が安心して生活するための日常生活用具給付等の地域生活支援事業を市町村が積極的に取り組めるよう、物価上昇分を別枠で措置することも含め、十分な財源措置を講ずること。 ⑰ 障がい福祉サービスにおける食事提供体制加算が今年度末で終了することとなっているが、障がい者の健康維持に重要な役割を果たす同加算を恒久的な制度として継続するとともに、物価高騰支援を踏まえた拡充を行うこと。 ⑱ 農福連携に取り組む就労継続支援事業所に対する新たな加算の創設や、地方自治体を実施する農福連携促進策に対する財政措置の拡充など、農福連携をさらに促進する方策を講じること。 ⑲ 学校における手話言語に関する教育、地域や職場で手話言語を使用しやすい環境の整備、手話言語に関する意識啓発など、地方公共団体が手話言語に関する施策を総合的かつ実効性あるものとして実施していくために必要な技術的支援、財政措置等を行うこと。また、国においても法制定を機に、手話言語に関する施策の充実を積極的に進めていくこと。 ⑳ 障がい児通所支援事業所の人材確保が困難であることから、児童発達支援管理責任者の資格要件を緩和すること。また、延長支援加算分を含め7時間を超える放課後等デイサービスが無報酬となっていることから、報酬区分の見直しを行うこと。また、医療的ケア児を含む障がい児を受け入れる幼稚園に対し、一層の補助対象の拡充や補助単価及び補助率の引上げを行うこと。 ㉑ 生活保護基準の検証に当たっては、今後も地方の実態を十分に考慮すること。また、福祉事務所人員配置基準の見直しや夏季加算の創設等について検討を行うこと。あわせて、生活保護処理基準について、特に、地方での通勤・通院・買い物・育児や介護における自動車使用の実態を調査し、地域の実情に応じ、実施機関の判断で自動車の保有・使用を認めるよう要件を緩和すること。 ㉒ 地方消費者行政強化交付金「担い手確保、人材育成・強化型」及び「相談・見守り連携強化型」については、国家資格の取得や国家資格者等による事業実施のみでなく、これと同等以上の専門的知識及び技術を有するとされる「消費生活コンサルタント」も対象とすること。また、消費生活相談員の新システムの運用に必要な経常的経費（保守・更新費用等）について国が予算措置を行うこと。 ㉓ HPVワクチンの接種率向上のため、接種対象者やその保護者に対して全国的な啓発キャンペーンを行うなど、国において強力に広報活動を推進すること。また、男性に対するHPVワクチンの定期接種についても引き続き検討を進め、結論を出すこと。
7. 人材育成・スポーツ振興・人権尊重のまちづくり 【主な要望先】	① 中学校における休日の部活動の段階的な地域展開や高等学校の部活動のあり方について、関係団体を含めた体制整備や部活動指導員や外部指導者を含めた指導者となる人材の確保、処遇改善等、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、教員の負担軽減に配慮したものとなるよう取組を強力に推進するとともに、国の責任において補助制度の拡充や必要な財源措置を早期かつ確実に講じること。 ② 長期にわたり財政支出を伴う学校施設の長寿命化改良や義務教育学校等の整備事業、防災機能強化、バリアフリー改修、学校トイレの洋式化などについて、早期

要望項目	要望内容（要旨）
文部科学省 スポーツ庁 厚生労働省	かつ円滑に事業実施できるよう、負担金等必要な財源を年度当初に確保するとともに、実情に即した補助要件・交付対象期間の拡大や補助率・補助単価の引き上げを速やかに図ること。また、今後、長期にわたり財政支出を伴う高等学校の長寿命化改修に対して、補助金化をはじめとした財政措置を講じること。 ③ 「GIGAスクール構想」事業の円滑な実施に向け、継続的に必要な経費に関する地方自治体の負担に対し、一層の支援を行うとともに、家庭の通信費負担軽減やネットワーク環境整備費用等、必要な財政支援を講じること。加えて、情報教育を推進する教員の拡充を図るとともに、希望する学校へのICT支援員の配置を進めるための更なる財政措置の充実を図ること。 ④ 学習指導要領の円滑な実施による教育の質の向上と働き方改革の両立を一層推進するため、小学校専科教員の加配措置を次年度以降も拡充すること。また、民間委託による外国語指導助手の配置についても財政措置を行うこと。あわせて、教職員の職場環境改善に寄与する取組を積極的に発信していくこと。 ⑤ 保育施設等での就学前の効果的な支援及び配慮が就学後も切れ目なく適切に受けられるよう、支援体制の整備に係る人件費等について、補助事業に係る対象要件を拡大するなど必要な措置を講じること。 ⑥ 小・中学校における発達障がい等の児童生徒数が増加傾向であることから、通級指導担当教員の加配措置の充実及び通級指導を行う高等学校も含めて学校の実態に応じて特別支援教育支援員を適正に配置できるよう、地方財政措置の一層の拡充を図ること。また、連携支援コーディネーターに係る補助制度の拡充などの財政措置を速やかに講じること。あわせて、特別支援教育に携わるすべての教員や支援員等の研修・スキルアップの更なるサポート拡充を図れるよう、必要な財政措置を講ずること。 ⑦ 不登校など教育上特別の配慮を要する児童生徒に対し適切な指導を行うため、学校内外を問わず教育支援センターの新設、事業拡充（ICT等による学習支援）及び運営経費に対する必要な財政措置を講じること。 ⑧ こどもたちの発達段階に応じて、命の尊さや自他の尊重など人権教育とも関連付けた性教育を推進するため、自治体の行う「生命（いのち）の安全教育」などの性に関する教育に対するより一層の支援を行うこと。 ⑨ 通信制高等学校と連携措置をとる高等専修学校等に通う生徒に対して、両校の授業料が無償となるよう更なる支援の充実を図るとともに、多様な生徒を幅広く受け入れる学びのセーフティーネットとしての役割を果たす高等専修学校を支援する自治体に対して財政措置を講じること。 ⑩ 鳥取大学は、外部資金等の自己収入増などの経営努力も進めてきているが、現下の物価・人件費の上昇等を踏まえ、質の高い教育研究活動が行えるよう、国立大学法人運営費交付金の拡充を行うこと。 ⑪ 鳥取県の農林水産業の主力である畜産業を支える地元の産業獣医師が慢性的に不足している。地元である鳥取大学共同獣医学科から地元獣医師を輩出できるよう、教育研修施設の充実を図るために必要な財政支援を行うこと。 ⑫ 旧岩美鉦山における旧朝鮮半島出身労働者の遺骨を発掘し、遺族に返還すること。 ⑬ 慰霊碑の補修・移設等に係る補助対象に、民間団体を追加するとともに、移設のみを行う場合も、慰霊碑の管理者の有無及び管理状態を問わず対象とすること。また、移設・集約後の継続的な維持管理費及び移設前の劣化状態の調査及び集約のために慰霊碑を新設する際の経費も対象とすること。